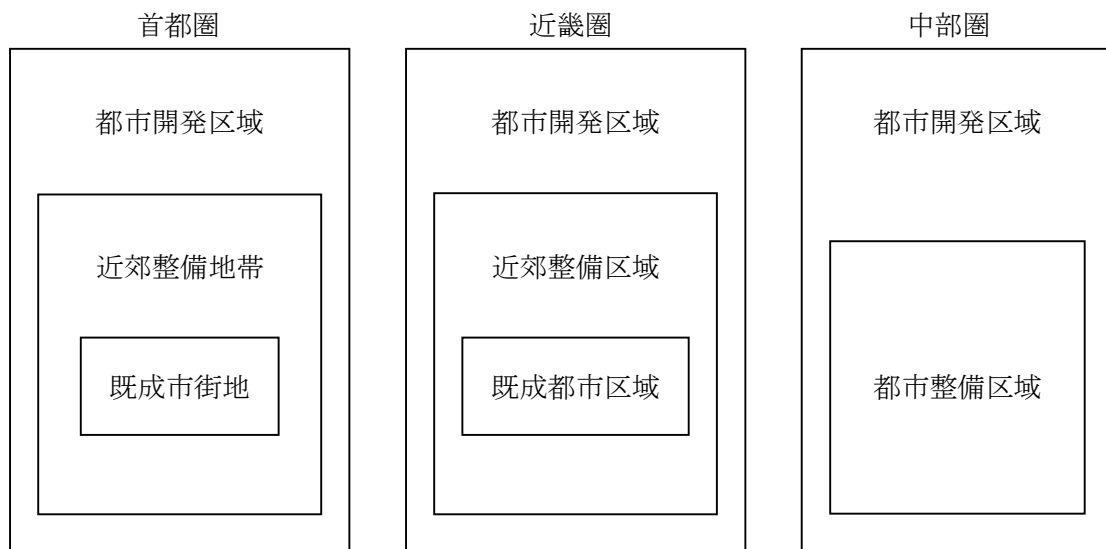


## 2. 大都市圏整備制度の概要

1. 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）及び中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に基づき、三大都市圏において政策区域の指定、三圏計画（首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画）の策定が行われ、この三圏計画において各圏域の基本的な整備の方向が示されることとなっている。

### 【政策区域の概念図】



2. 各圏域（近畿圏、中部圏においては各政策区域）の整備に関するより具体的な計画として、首都圏整備法、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）に基づき各種の建設計画（近畿圏近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画、中部圏都市整備区域建設計画・都市開発区域建設計画）が作成されている。

3. 既成市街地、既成都市区域の外延部にある首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域においては、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）に基づき、工業団地造成事業が実施されている。

また、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域並びに中部圏の都市整備区域（名古屋市の一部を除く。）及び都市開発区域においては、租税特別措置法に基づき、税制特例が措置されている。

4. 大都市圏における良好な自然の環境を有する緑地等を保全するため、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づき近郊緑地保全区域が、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき近郊緑地保全区域が指定されるなど、所要の措置が講じられている。
5. 筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）及び大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）に基づき、大都市圏内の特定の地域において、いわゆる大規模プロジェクトを関係者の調整を経て推進している。
6. 東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成を促進するため、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づき、地方の振興開発とともに、国の行政機関等の東京都区部からの移転等を推進し、東京圏について東京都区部への一極依存構造を是正し、その周辺地域に職住の近接した自立都市圏を形成するための業務核都市の整備を推進している。
7. 国会等の移転については、平成11年12月に国会等移転審議会において、国会等の移転先候補地の選定等に関する答申がまとめられ国会に報告がなされた。これを踏まえ国会において大局的な観点から移転について検討が進められているところである。

平成15年5月には衆議院、6月には参議院より移転についての中間報告が行われ、これを受けて国会等の移転に関する政党間両院協議会が設置され、さらに検討が進められているところである。
8. 大深度地下利用については、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）、大深度地下の公共的使用に関する基本方針（平成13年4月3日閣議決定）に基づき、制度を円滑に運用し大深度地下利用を促進するために、環境整備を推進している。